

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和 39 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「として」を「のうち基本団員（熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 39 年条例第 50 号）第 1 条の 2 第 1 項第 1 号の基本団員をいう。以下同じ。）として通算」に改め、同条第 2 項中「その者の」の次に「基本団員としての」を加える。

第 4 条第 1 項中「消防団員」を「基本団員」に改め、同項ただし書中「から」の次に「基本団員を」を加え、同条第 2 項中「、団員」を「、基本団員」に改め、「から」の次に「基本団員を」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「基本団員を」を加え、「消防団員」を「基本団員」に改め、同条第 3 項中「消防団員が」を「前 2 項の場合において、基本団員として」に、「場合に」を「とき」に改める。

第 5 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「消防団員」の次に「（当該退職報償金に係る消防団員に限る。次号及び次条において同じ。）」を加える。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 7 条中「消防団員が」の次に「基本団員を」を加える。

附則第 2 項、第 3 項及び第 5 項中「規定する消防団員」を「規定する基本団員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において消防団員として勤務していた期間（この条例による改正前の第4条第3項に規定する期間があるときは、当該期間を除く。）は、この条例による改正後の第2条及び第4条の規定の適用については、基本団員として勤務していた期間とみなす。

（提出理由）

消防団員の退職報償金の支給対象者を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。